

# 青森県報

号外第十九号

令和四年  
三月三十日  
(水曜日)

## 目次

### 規則

○青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一

### 訓令

○青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令……………(人事課) ……三

○世界文化遺産登録推進室設置規程を廃止する訓令……………(同) ……四

○職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令……………(同) ……四

○青森県青少年行政連絡会議規程の一部を改正する訓令……………(青少年・男女共同参画課) ……四

### 告示

○文書記号の一部改正……………(総務学事課) ……五

○県内全域を東青地域県民局の所管区域とする保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事務の一部改正……………(健康福祉政策課) ……五

## 規則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

### 青森県規則第二十七号

#### 青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第十一条の総務学事課の項中第二十号を第二十三号とし、第三号から第十九号までを三号ずつ繰り下げ、第二号を第三号とし、同号の次に次の二号を加える。

四 印刷及び製本に係る機器の管理に関すること。

五 管理特別会計(通信及び印刷に係るものに限る。)に関すること。

第十一条の総務学事課の項の第一号の次に次の一号を加える。

二 文書類の收受及び発送に関すること。

第十一条の財産管理課の項の第七号中「修繕」を「営繕(教育長及び警察本部長から委託された工事を含む。)」に改め、同項中第九号及び第十号を削り、第十一号を第九号とし、第十二号を第十号とし、同項の第十三号中「管理特別会計」の下に「(通信および印刷に係るものを除く。)」を加え、同号を同項の第十一号とする。

第十三条の二の産業立地推進課の項の第三号中「新産業都市建設計画及び」を削り、同条の労政・能力開発課の項中第六号から第八号までを削り、第九号を第六号とし、第十号から第十九号までを三号ずつ繰り上げる。

第十四条の食の安全・安心推進課の項の第四号中「及び農薬の需給及び取締り」を「の生産等に関する規制」に改め、同項中第七号を第八号とし、第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 農薬の取締りに関すること。

第十六条の建築住宅課の項の第二十九号を削り、同項の第三十号を同項の第二十九号とする。

第三十二条第八項第十二号中「社会福祉施設」の下に「並びに社会福祉連携推進法人」を加える。

第三十五条を次のように改める。

第三十五条 削除

第三十六条第一項中「三八地域県民局、下北地域県民局及び西北地域県民局」を「地域県民局(中南地域県民局及び上北地域県民局を除く。)」に改め、同項の表を次のように改める。

名 称	位 置	担 当 区 域	
		次項第一号から第四号までに掲げる事務	次項第五号から第八号までに掲げる事務
東青地域県民局地域農林水産部東青地方水産事務所	青森市	青森市、東津軽郡、野辺地町	青森市、東津軽郡、野辺地町
三八地域県民局地域農林水産部三八地方水産事務所	八戸市	八戸市、十和田市、三戸市、三戸郡、東北町、おいらせ町	八戸市、三沢市、おいらせ町、階上町
下北地域県民局地域農林水産部下北地方水産事務所	むつ市	むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村	むつ市、下北郡、横浜町、六ヶ所村
西北地域県民局地域農林水産部西北地方水産事務所	西津軽郡 鱒ヶ沢町	五所川原市、つがる市、西津軽郡、北津軽郡	五所川原市、つがる市、西津軽郡、中泊町

第三十六条第二項に次のただし書を加える。

ただし、東青地域県民局地域農林水産部東青地方水産事務所にあつては、第一号及び第二号に掲げる事務を除く。

第三十六条第二項第四号中「その他」を「前三号に掲げるもののほか、」に改め、同項に次の四号を加える。

五 特定漁港漁場整備事業等の施行に関する事。

六 漁港の維持管理に関する事。

七 漁港区域（漁港区域に接する海岸保全区域及び一般公共海岸区域のうち、海岸法に基づき定める区域を含む。）内の海岸保全に関する事。

八 前三号に掲げるもののほか、漁港漁場に関する事。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除  
第二百二十六条第一項中「副館長」の下に「及び美術統括監」を加え、同条第二項及び第三項中「第三十七条第三項」を削る。

別表第三地域県民局の地域農林水産部の項中、「ダム管理主幹（三八地域県民局及び北上地域県民局に限る。）」、「水産業改良普及所長（東青地域県民局に限る。）」及び「（三八地域県民局、下北地域県民局及び西北地域県民局に限る。）」、「漁港漁場整備事務所長」を削り、「家畜保健衛生所副所長（中南地域県民局を除く。）」の下に「水産事務所副所長（中南地域県民局及び北上地域県民局を除く。）」を加え、同表青森県立美術館の項中「副館長」の下に「美術統括監」を加える。

別表第四第二号の表中

水産業改良普及所長

水産事務所長

漁港漁場整備事務所長

水産事務所長

家畜保健衛生所副所長

家畜保健衛生所副所長  
水産事務所副所長

に改め、別表第四第三号

の表ダム管理主幹の項を削り、同表むつ南・白糠バイパス整備推進監の項の次に次のように加える。

美術統括監  
美術品等の収集、保管、展示及び調査研究その他県民の芸術に関する活動への参画の支援に関する専門的事項を統括整理する。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和四年四月一日から施行する。

（青森県通信印刷管理費経理事務管理規則の一部改正）

2 青森県通信印刷管理費経理事務管理規則（昭和六十一年四月青森県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「総務部財産管理課（以下「財産管理課」を「総務部総務学事課（以下「総務学事課」に、「（財産管理課）を「総務学事課」に、「（総務学事課）を「総務学事課」に、「（総務学事課）を「総務学事課」に改め、同条第四号、第六号及び第七号中「財産管理課」を「総務学事課」に改める。

第三条の表郵便料の項中「財産管理課」を「総務学事課」に、「（財産管理課）を「（総務学事課）に、「（財産管理課）を「（総務学事課）に改め、同表電話料の項中「財産管理課」を「総務部財産管理課」に改め、同表印刷料の項中「財産管理課」を「総務学事課」に改める。

第四条の見出しを「(電話料等の総務学事課長への通知)」に改め、同条中「財産管理課長」を「総務学事課長」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

総務部財産管理課長は、毎月末日までに、その月に東日本電信電話株式会社等から請求のあつた電話料及び東日本電信電話株式会社から請求のあつた電報料に係る本庁各課等ごとの金額を総務学事課長に通知しなければならない。  
第五条中「財産管理課長」を「総務学事課長」に改める。  
別記様式中「~~資産管理課長~~」を「~~総務学事課長~~」に改める。

訓 令

青森県訓令甲第二号

庁 中 一 般  
各 出 先 機 関

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県行政組織規則の一部改正に伴う関係規程の整備に関する訓令

(青森県職員被服貸与規程の一部改正)

第一条 青森県職員被服貸与規程(昭和三十一年四月青森県訓令甲第十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一総務部総務学事課に勤務する職員で文書の編さん保存に関する業務を行う者の項を削り、同表総務部財産管理課に勤務する職員で印刷製本又は文書の收受若しくは発送に関する業務を行う者の項中「総務部財産管理課」を「総務部総務学事課」に、「若しくは発送」を「、発送若しくは編さん保存」に、「の業務」を「又は文書の編さん保存の業務」に改める。  
別表第二総務部財産管理課の項を次のように改める。

総務部財産管理課	
営繕業務用	屋外での立ち番による庁舎の管理等の業務用
安全靴 安全帽 ゴム長靴	外とう 作業服 防寒衣 雨合羽

別表第二地域県民局の地域農林水産部(水産事務所に限る。)の項中「地域県民局」の下に「(東青地域県民局を除く。)」を加える。

(青森県文書取扱規程の一部改正)

第二条 青森県文書取扱規程(平成二十五年九月青森県訓令甲第十七号)の一部を次のように改正する。

第十九条第一項中「第三号」を「第四号」に改め、「、第四号に掲げるもの」  
あつては財産管理課長が作成し、及び管理し」を削り、「財産管理課長が作成し、  
財産管理課長」を「総務学事課長が作成し、総務学事課長」に改める。

第二十二条の見出し中「財産管理課」を「総務学事課」に改め、同条中「財産管理課」を「総務学事課」に、「財産管理課長」を「総務学事課長」に改める。

第二十三条の見出し中「財産管理課」を「総務学事課」に改め、同条中「財産管理課長」を「総務学事課長」に改める。

第二十四条から第二十六条までの規定中「財産管理課長」を「総務学事課長」に改める。

第四十六条第一項中「財産管理課長」を「総務学事課長」に、「財産管理課」を「総務学事課」に改め、同条第二項中「財産管理課」を「総務学事課」に改め、同条第三項中「財産管理課長」を「総務学事課長」に改める。

第四十七条(見出しを含む。)中「財産管理課」を「総務学事課」に改める。  
第五十五条の表中「財産管理課長」を「総務学事課長」に改める。

第九号様式中「~~資産管理課長~~」を「~~総務学事課長~~」に改める。

(青森県印刷事務管理規程の一部改正)  
第三条 青森県印刷事務管理規程(昭和五十九年四月青森県訓令甲第八号)の一部を次のように改正する。

第一条及び第二条(見出しを含む。)中「財産管理課」を「総務学事課」に改める。

第三条中「財産管理課長」を「総務学事課長」に改める。  
 第五条第一項中「財産管理課」を「総務学事課」に改める。  
 別記様式中「財産管理課記入欄」を「総務学事課記入欄」に改める。

(青森県八戸港漁業補償対策会議規程の一部改正)

第四条 青森県八戸港漁業補償対策会議規程(昭和四十九年十一月青森県訓令甲第三十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「三八地域農林局地域農林水産部三八地方漁港漁場整備事務所長」を「三八地域農林局地域農林水産部三八地方水産事務所長」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

青森県訓令甲第三号

庁 中 一 般  
 各 出 先 機 関

世界文化遺産登録推進室設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

世界文化遺産登録推進室設置規程を廃止する訓令

世界文化遺産登録推進室設置規程(平成二十七年十一月青森県訓令甲第十六号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

(青森県災害対策本部の班に関する規程の一部改正)

2 青森県災害対策本部の班に関する規程(昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表企画政策部の項中

統計分析班	統計分析課長
世界文化遺産登録推進班	世界文化遺産登録推進室長

を

統計分析班

統計分析課長

に改める。

青森県訓令甲第四号

庁 中 一 般  
 各 出 先 機 関

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

職員の日額旅費支給規程の一部を改正する訓令

職員の日額旅費支給規程(昭和三十六年八月青森県訓令甲第二十五号)の一部を次のように改正する。

別表中「六、七二〇円(基本法制研修を受講しない場合にあつては、六、六八〇円)を「六、六九〇円(基本法制研修を受講しない場合にあつては、六、六七〇円)」に、「六、五六〇円(基本法制研修を受講しない場合にあつては、六、六八〇円)を「六、五八〇円(基本法制研修を受講しない場合にあつては、六、六四〇円)に、「六、七三〇円」を「六、九四〇円」に、「六、九九〇円」を「六、六七〇円」に改める。

附 則

1 この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

2 改正後の職員の日額旅費支給規程別表の規定は、この訓令の施行の日以後に出發する旅行から適用し、同日前に出發した旅行については、なお従前の例による。

青森県訓令甲第五号

庁 中 一 般

青森県青少年行政連絡会議規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県青少年行政連絡会議規程の一部を改正する訓令

青森県青少年行政連絡会議規程（昭和五十六年二月青森県訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「少女女性安全課長」を「人身安全対策課長」に改め、「地域課長」の下に「生活保安課長」を加える。

附 則

この訓令は、令和四年四月一日から施行する。

告 示

青森県告示第百九十四号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百二十二号（文書記号）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 1 の表世界文化遺産登録推進室の項を削る。
- 2 の表東青地域県民局地域農林水産部青森地方水産業改良普及所の項を次のように改める。

東青地域県民局地域農林水産部東青地方水産事務所

東東水産

- 2 の表東青地域県民局地域農林水産部東青地方漁港漁場整備事務所の項を削り、同表三八地域県民局地域農林水産部八戸水産事務所の項を次のように改める。

三八地域県民局地域農林水産部三八地方水産事務所

三三水産

- 2 の表三八地域県民局地域農林水産部三八地方漁港漁場整備事務所の項を削り、同表西北地域県民局地域農林水産部鱒ヶ沢水産事務所の項を次のように改める。

西北地域県民局地域農林水産部西北地方水産事務所

西西水産

- 2 の表西北地域県民局地域農林水産部西北地方漁港漁場整備事務所の項を削り、同表下北地域県民局地域農林水産部むつ水産事務所の項を次のように改める。

下北地域県民局地域農林水産部下北地方水産事務所

下下水産

- 2 の表下北地域県民局地域農林水産部下北地方漁港漁場整備事務所の項を削る。

青森県告示第百九十五号

平成二十五年四月一日青森県告示第三百六号（県内全域を東青地域県民局の所管区域とする保健、医療、公衆衛生、社会福祉及び児童福祉に関する事務）の一部を次のように改正し、令和四年四月一日から施行する。

令和四年三月三十日

青森県知事 三 村 申 吾

- 第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 社会福祉連携推進法人の指導監査に関する事務

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円